

○ 通商産業省告示 第五十三号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第六十八条第一項の規定に基づき、同項の表口に規定する製造所に係る製造保安責任者を丙種火薬類製造保安責任者免状を有する者をもつてかえることができる場合に設置しなければならない施設の基準を次のように定めたので、告示する。

昭和四十九年二月十五日

通商産業大臣 中根康弘

一 火薬又は爆薬（起爆薬を除く。）を製造する製造所でこれを原料として煙火（がん具煙火を除く。以下この号において同じ。）のみを製造するものにあつては、次に掲げる施設を有していること。

イ 配合工程の作業を行う危険工室（塩素酸塩を含有する火薬又は爆薬と塩素酸塩を含有しない火薬又は爆薬の両方を取り扱う製造所にあつては、それぞれの火薬又は爆薬の配合工程の作業を行う危険工室）

ロ てん薬工程の作業を行う危険工室

ハ 玉込工程の作業を行う危険工室又は成型工程の作業を行う危険工室

ニ 乾燥工程の作業を行う危険工室又は日乾場

ホ 組立仕上工程の作業を行う危険工室

へ 包装収かん工程の作業を行う危険工室

ト 廃薬焼却場

チ 火薬類一時置場（煙火及びその原料用火薬又は爆薬を当該製造所において一日に製造する最大数量の四倍以上存置することのできるものに限る。）

リ 煙火火薬庫（煙火を当該製造所において一月に製造する最大数量の三倍以上貯蔵することのできるものに限る。）

二 火薬又は爆薬を製造する製造所でこれを原料としてがん具煙火のみを製造するものにあつては、次に掲げる施設（火薬又は爆薬を製造する製造所でさい断せん孔工程を必要としないがん具煙火のみを製造するものにあつては、口に掲げる施設を除く。）を有していること。

イ 配合工程の作業を行う危険工室（塩素酸塩を含有する火薬又は爆薬と塩素酸塩を含有しない火薬又は爆薬の両方を取り扱う製造所にあつては、それぞれの火薬又は爆薬の配合工程の作業を行う危険工室）

ロ さい断せん孔工程の作業を行う危険工室

ハ てん薬成型工程の作業協を行う危険工室

ニ 乾燥工程の作業を行う危険工室又は日乾場

ホ 仕上工程の作業を行う危険工室

へ 包装収かん工程の作業を行う危険工室

ト 廃薬焼却場

チ がん具煙火の原料用火薬若しくは爆薬又はクラツカーボールのみの一時置場（がん具煙火の原料用火薬又は爆薬を当該製造所において一日に製造する最大数量の二倍以上存置することのできるものに限る。）

リ がん具煙火の原料用火薬若しくは爆薬又はクラツカーボール以外のがん具煙火の一時置場（がん具煙火（クラツカーボールを除く。又において同じ。）を当該製造所において一日に製造する最大数量の四倍以上存置することのできるものに限る。）

ヌ がん具煙火貯蔵庫（がん具煙火を当該製造所において一月に製造する最大数量以上貯蔵することのできるものに限る。）